

学校法人阪南大学 行動計画
(次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法 一体型)

学校法人阪南大学では、「次世代育成支援対策推進法」「女性活躍推進法」に基づき、学園で働く教職員が仕事と生活の両立ができる働きやすい環境を作り、また、女性が活躍できるよう、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和8年3月31日

2. 内容

目標1：事務職員の役職者（非管理職）に占める女性の割合を25%以上にする

<対策>

令和4年4月～

- 1) 女性職員のキャリア形成に対する意識向上を促進する
- 2) 女性役職者のロールモデルの提示

目標2：妊娠出産後の職場復帰を100%とする

<対策>

令和4年4月～

妊娠出産後の職場復帰を促す為の環境作りの促進

- 1) 出産、育児を控えた教職員に対し個別に諸制度の説明を行い、安心して出産、育児が行えるようにする
- 2) 産前産後休暇、育児休業中の教職員から希望があれば、職場や業務の情報を適時提供し、職場との繋がりを途切れさせず、スムーズな復帰に繋げる
- 3) 妊娠出産後職場復帰した職員からのヒアリングを実施する

3. (参考) 女性活躍のために既に実施している取り組み

①産前産後休業

法定の「産前6週、産後8週」を超え、「産前8週、産後8週」取得可能。特別休暇とし有給としている。

②育児時間（満1年に達しない乳幼児を持つ女子職員は1日2回、1回30分間の育児時間が請求可能）

育児時間を特別休暇とし有給としている。

以 上